

補助内容



土地・建物・設備の
建設費、取得費
および改修費

補助経費の1/2以内
最大300万円

工事は町内事業者を対象としま
すが、特別な事情がある場合は
町外業者でも問題ありません。



店舗・駐車場等の
賃借料

月額賃借料の1/2以内
最大5万円/月

支援期間は交付が決まった日
から3年以内。



技術実習助成金
(事業経営技術を習得する
ための経費)

単身:月額10万円
単身以外:月額15万円

支援期間は交付が決まった日
から1年以内。



技術取得・研修費

最大100万円

経営に必要な技術の習得、販
路拡大に必要な研修等に必
要な経費の2/3以内。



事業承継奨励金

最大50万円

2親等以内の親族および配偶
者が事業承継し、1年経過後
に支給します。



チャレンジ事業助成金

チャレンジショップ運営に
係る経費

単身:月額5万円
単身以外:月額7.5万円

支援期間は交付が決まった日
から1年以内。



チャレンジ事業に係る店舗
および設備等の賃借料

月額賃借料の1/2以内
最大5万円/月

支援期間は交付が決まった日
から1年以内。



経営自立支援

固定資産税相当額の1/2以内
最大5万円

支援期間は交付が決まった日
から3年以内。

補助対象者

新規開業者、新たに事業承継する方、
新規開業・事業承継後1年以内の事業者、チャレンジ事業者
で、以下の項目すべてに該当することが必須条件となります。

- 18歳以上60歳以下の方とします。
- 資格が必要な場合は、既に持っているまたは事業承継、新規開業までに取得できる見込みがあることをお確かめください。
- 補助金交付の希望者が直接、事業または営業に携わる必要があります。
- 町税等を滞納している場合、交付を受けることができません。
- 本制度では中小企業・小規模事業者または個人事業主のみが対象です。
- 風営法に基づく届出が必要な事業は交付を受けることができません。
- 暴力団員等ではない方。
- 国、道および町から補助内容額以上の補助金や補償費の交付を受けている場合は対象外となります。

補助金交付の流れ

事業実施計画書を上川町商工会に提出

上川町商工会から確認書の交付

事業開始の1ヶ月前までに事業実施計画
書・確認書を役場に提出

事業の承認後、交付申請書と添付書類を
役場に提出

事業(支払等)完了後、実績報告書を役場
に提出

補助金交付